

## **神奈川県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部改正について**

### **1 改正の理由**

神奈川県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則第4条に規定する各種報告は、肥料の品質の確保等に関する法律第29条の規定に基づき、同法施行規則第24条及び第25条に準じて国と同様の報告を求めているが、事務手続きの合理化のため一部の報告を廃止することとし所要の改正を行う。

### **2 改正の内容**

第4条に規定する次の報告を廃止する。

- ・販売業者の肥料販売数量報告
- ・輸入業者の肥料販売数量報告
- ・生産業者の肥料販売数量報告及び肥料原料等使用数量報告

### **3 施行日**

公布の日から施行する。

